



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

相続税の納税猶予期限の確定事由「譲渡等」該当性

～特例農地等の共有持分の移転及び一部転用～

農地等についての相続税の納税猶予を受けていた農業相続人が、特例農地等を「譲渡等」した場合は、農地等納税猶予額の全部又は一部を納付することになります（措法70条の6①一）。今回は、共有物分割の結果、納税猶予の対象とされていた共有持分の一部が農業相続人から他の相続人に移転したことが、納税猶予期限の確定事由である「譲渡等」に該当するか否かが争われた事例をご紹介します。

（平成31年3月27日札幌地裁・棄却・控訴・TAINSコード：Z888-2249）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞
<事案の概要>

この事案は、被相続人から農地（遺留分減殺請求によりQら姉妹と共有）を相続し、相続税の納税猶予を受けていた原告が、所轄税務署長から、農地の一部を転用しあるいは交換に供したことが、租税特別措置法が定める納税猶予期限の確定事由である「譲渡等」に該当し、納税猶予期限が確定したとして、相続税本税、利子税及び延滞税の納付を求められ、これを納付したものの、農地の一部の転用あるいは交換は「譲渡等」に該当しないとして、不当利得返還請求権等に基づき損害賠償金等の支払を求めたものです。

原告は、農地法4条に基づき、農地の一部について、営農規模の拡大などを理由とし、土地造成の上、牛舎及び堆肥盤（本件施設）を建築する目的で転用すること（本件転用）の許可を北海道知事から受けましたが、本件施設は、原告の長男（T）の所有名義で建築されました。また、原告は、係属中の訴訟において、Qらとの間で、本件農地9に係る原告の共有持分と本件農地1ないし本件農地8を含む土地に係るQらの共有持分と交換すること（本件交換）などを内容とする訴訟上の和解をしました。

<裁判所の判断>

札幌地裁では、次のとおり、本件転用及び本件交換が「譲渡等」に該当すると判断し、その結果、本件各農地の面積の100分の20を超える割合である100分の21.67が「譲渡等」の対象となったといえるから、原告の相続税の納税猶予期限は、全部確定したとして、原告の請求を棄却しました。

- ① Tは、土地・家屋・償却資産名寄帳〔課税（補充）台帳〕上、本件施設の所有者として登録され、本件施設の固定資産税を納税していることに加え、自らの所得税の青色申告決算書において、本件施設を減価償却資産として計上している一方で、原告は、Tから本件施設を賃借した上、その賃料を支払っている。これによれば、本件施設は、原告ではなく、Tが所有していると認められる。そして、本件施設は、原告が所有する本件農地3及び本件農地4の各一部の上に存在するものの、Tは、原告に対し、本件施設に係る賃料等を支払っていない。
- ② そうすると、Tは、本件施設を所有するために、原告が所有する本件農地3及び本件農地4の各一部を無償で利用していることになるから、原告は、Tに対し、「特例農地等」について、「使用貸借による権利〔中略〕の設定をし」た（措法70条の6①一）といえ、本件転用は「譲渡等」に該当する。
- ③ 本件交換が「譲渡」に該当するかを判断すると、本件交換は、本件農地9に係る原告の共有持分（「特例農地等」に該当するもの）を原告からQらに移転する一方、本件農地1ないし本件農地8に係るQらの共有持分（「特例農地等」に該当しないもの）をQらから原告に移転するものである。
- ④ そして、一般に、資産を移転させる行為を（資産の）譲渡というところ、たとえ同時に「特例農地等」に該当しない農地を取得したとしても、「特例農地等」の所有権を第三者に移転する行為は、「特例農地等」を減少させるものであって、「特例農地等」の譲渡に当たると解するのが文理解釈にかなう。このように解しても、買換え特例の制度が用意されているのであるから、農業相続人に大きな不利益が生ずるものではない。以上によれば、本件交換は「譲渡」に該当する。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判29頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。